令和８年第１回１月

つがる市農業委員会総会議事録

つ が る 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時　　令和８年１月７日(水)　午後３時55分から午後４時59分
2. 開催場所　　つがる市役所3階会議室
3. 出席委員数　36人中､32人出席
4. 出席委員名

1.松橋　正行	2.古坂　光司	3.髙橋　敦樹	4.盛　　彰一	5.三橋　美也		
8.長谷川勝則	9.田戸岡　誠	10.太田　善造	11.三橋　　衛	12.野宮富喜子		
13.笠井　正己	14.新岡　　亮	15.吉田　秀美	16.菊池　昭二	17.葛西　勝久		
18.秋田谷廣次	19.工藤しのぶ	20.成田　金春	21.杉森　広宣	22.今　　輝義		
23.鎌田　　誠	24.三橋　　弘	25.長谷川一幸	26.工藤　恒實	29.藤本　正彦		
30.工藤　正樹	31.稲葉　武彦	32.福井二三夫	33.工藤　　宰	34.横山　治彦		
35.神　　文敏	36.浅見　春樹	計 32人				

5. 欠席委員　6.杉野森由美子　7.小笠原　繁　27.長谷川秀樹　28.小山内　壽　計４人

6. 議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　会期の決定
第３　提出議案の上程
報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議案第１号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第２号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第３号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第４号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第５号　農地に該当するか否かの判断について
議案第６号　農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第７号　贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について
議案第８号　贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について
議案第９号　公売買受適格者の証明について

第４　諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名
局　長：中野拓哉　副参事：竹内攻規　次　長：村田龍治　主　事：坂本千怜
専門員：吉田真也　任用職員：工藤賢聖　計６人

8. 会議の概要
事務局長(中野拓哉)
委員の皆様が揃いましたので、「令和８年第１回(１月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ（藤本正彦）

委員の皆様方には、年初めの忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。いよいよ新年が始まりまして、今年は午年ということで速く走る馬もあれば輓曳のようにゆっくり力強く歩く馬もあります。どちらでも良いと思います。とにかく動いて農業委員会の歯車を回していきたいと思いますので、今年１年宜しくお願い致します。

本日は１月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第５条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議 長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、３６名中３２名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議 長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第１の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第１３条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には１２番 野宮富喜子委員、１３番 笠井正己委員を指名致します。

次に議事日程第２の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第３の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議案第１号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第２号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第３号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第４号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第５号　農地に該当するか否かの判断について
議案第６号　農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第７号　贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について
議案第８号　贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について
議案第９号　公売買受適格者の証明について
以上、報告１件、議案９件、計 10 件を上程致します。

議 長（藤本正彦会長）
はじめに、「報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（坂本主事）
議案の１ページをお開きください。報告第１号について説明致します。
「農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第６８条第１項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和８年１月７日提出、つがる市農業委員会会長。
報告第１号は、１ページの番号１番から９ページの番号２０番までですが、番号１９番と２０番が中間管理機構を間に挟んだ解約となりますので、件数では１９件となります。解約は田が１８件で面積が１８５，２５７㎡、樹園地が１件で面積が７，８５３㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約です。以上で報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）
報告については、以上のとおりと致します。

議 長（藤本正彦会長）
次に、「議案第１号 農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）
説明に入る前に、議案の訂正箇所がありますのでお開き願います。
まず、３３ページ、番号４６番ですが、２筆目の現況が畑となっておりますが、正しくは田となりますので訂正お願い致します。次に、３５ページと３６ページ、６１ページから６６ページ左上の議案番号ですが、これらのページの議案番号が第２号になっておりますが、正しくは議案第１号ですのでこちらも訂正をお願い致します。また、３７ページ番号５５番ですが、申請後に借受人が亡くなり、議案作成後に取下願が提出されたことにより、審議しないものとなりました。

それでは、議案の１０ページをお開きください。議案第１号について説明致します。「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第１条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和８年１月７日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第１号は、番号１番から７０ページの番号１０８番までの１０７件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が１４件で面積は田が８３，９３４㎡、畑が１７，２８４㎡、うち樹園地が８，２９４㎡。「一般の売買」の申請が５件で面積は田が８，７１２㎡、畑が１９，９００㎡。「贈与」の申請が２０件で面積は田が５３，７９０㎡、畑が１８，９５７㎡、うち樹園地が１１，５４２㎡です。また、「賃貸借」の申請が６５件で面積は田が９０１，９８８㎡。「使用貸借」の申請が３件で面積は田が７３，１７１㎡です。

全案件とも別添の農地法第３条調査書１ページから３６ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明します。１０ページの１番の田は総額１６０万円、１０a 当たり２２万６千円、２番の田は総額８０万円、１０a 当たり１９万６千円、１１ページの３番の田は総額１００万円、１０a 当たり１８万７千円、４番の田は総額１００万円、１０a 当たり１８万５千円、１２ページの５番の田は総額７５万円、１０a 当たり２５万円、６番の田は１０a 当たり２７万円、１２ページから１３ページにかけての７番の田は、１０a 当たり２０万円、８番の田は、総額５１５万円、１０a 当たり２５万５千円、１４ページの９番の田と畑は総額１２０万円、１０a 当たり９万５千円、１５ページの１０番の畑は１０a 当たり６万円、１１番の畑は１０a 当たり６万円、１２番の樹園地は１０a 当たり３０万円、１６ページの１３番の田は１０a 当たり３０万円、１４番の畑は総額４０万円、１０a 当たり４万７千円、１７ページの１５番の畑は総額１０万円、１０a 当たり２万７千円、１６番の畑は総額１０万円、１０a 当たり７万５千円、１８ページから１９ページにかけての１７番の田と畑は総額１００万円、１０a 当たり９万円、１８番の畑は１０a 当たり５万円、１９番の田と畑は総額８４万１，３５６円、１０a 当たり８万１千円、となっております。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第１号の質疑を終結致します。

これより、議案第１号を採決致します。おはかり致します。議案第１号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第１号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次の議案第２号については、本職が関係しておりますので、議長を杉森会長職務代理者にお願いしたいと思います。それでは、杉森会長職務代理者、よろしくお願い致します。

議 長(杉森会長職務代理者)

会長職務代理者の杉森です。暫時の間、議長を務めますのでよろしくお願い致します。

それでは、「議案第２号 農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。この案件については、２番 古坂光司委員、１１番 三橋衛委員、１４番 新岡亮委員、２９番 藤本正彦委員、３５番 神文敏委員、３６番 浅見春樹委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

（２番 古坂光司委員、１１番 三橋衛委員、１４番 新岡亮委員、２９番 藤本正彦委員、３５番 神文敏委員、３６番 浅見春樹委員退席）

議 長(杉森会長職務代理者)

それでは、議案第２号について説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

それでは議案の７１ページをお開きください。議案第２号について説明致します。議案第２号は、番号９０１番から７６ページの番号９１２番までの１２件です。内訳は、所有権移転の「贈与」の申請が６件で、面積は田が４，０４６㎡、樹園地が１１，８７６㎡。その他、「賃貸借」の申請が６件で、面積は田が８０，６６９㎡です。

全案件とも別添の農地法第３条調査書３７ページから 40 ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議 長(杉森会長職務代理者)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長(杉森会長職務代理者)

ないようですので、議案第２号の質疑を終結致します。

これより、議案第２号を採決致します。おはかり致します。議案第２号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長 （杉森会長職務代理者）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第２号は原案のとおり許可することに決定致しました。
２番 古坂光司委員、１１番 三橋衛委員、１４番 新岡亮委員、２９番 藤本正彦委員、３５番 神文敏委員、３６番 浅見春樹委員、入室願います。

（２番 古坂光司委員、１１番 三橋衛委員、１４番 新岡亮委員、２９番 藤本正彦委員、３５番 神文敏委員、３６番 浅見春樹委員入室し着席）

議 長 （杉森会長職務代理者）
ここで、議長を藤本会長に交代致します。ご協力ありがとうございました。

議 長（藤本正彦会長）
次に「議案第３号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）
７７ページをお開きください。議案第３号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第１項の規定により、つがる市長から下記のとおり依頼があったので意見を求める。令和８年１月７日提出、つがる市農業委員会会長。
番号１番の農地の所在地は、森田町上相野の田１筆で面積が２５２㎡です。ドコモ携帯電話無線基地局建設のため、農用地区域からの除外申請となっております。周辺は農地や国道１０１号線で、農用地区域から除外しても問題ないものと思われます。
以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）
説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
ないようですので、議案第３号の質疑を終結致します。
これより、議案第３号を採決致します。おはかり致します。議案第３号は、原案のとおり許可相当とし、つがる市長に回答することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は、原案のとおり許可相当とし、つが

る市長に回答することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第４号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

７８ページをお開きください。議案第４号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第５条第３項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和８年１月７日提出、つがる市農業委員会会長。

番号１番の申請地は、木造若緑の田１筆で面積が２８９㎡です。住宅の新築による申請です。周辺は宅地に囲まれており、農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。８番 長谷川勝則委員、報告をお願い致します。

（８番 長谷川勝則委員報告）

現地確認の報告を致します。本日午前１０時００分より、「９」番「田戸岡」委員と私「８」番「長谷川」、 事務局長と吉田専門員の４人で確認してまいりました。

番号１番の申請の場所は、つがる市役所より北に約３５０ｍに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第４号質疑を終結致します。

これより、議案第４号を採決致します。

議案第４号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第５号 農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

７９ページをご覧ください。議案第５号「農地に該当するか否かの判断について」。耕作放棄地に係る農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求める。令和８年１月７日提出、つがる市農業委員会会長。

８０ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっています。委員のお手元に、現地調査結果報告書を配布しています。地区ごとに農業委員３名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しています。

内訳としましては、木造地区、田が３筆で５３７㎡、畑が４筆で１８，３５８㎡、合計７筆で１８，８９５㎡となっております。本日の総会で非農地と判断された場合には、今月末頃までに所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定です。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。農業委員３名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第５号の質疑を終結致します。

これより、議案第５号を採決致します。おはかり致します。議案第５号は「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議案第５号は「非農地」と判断することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に「議案第６号　農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

それでは８１ページをご覧ください。議案第６号について説明致します。「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和８年１月７日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第６号の件数については、一括方式の売買が１件、一括方式の貸借が１件、機構から受け手への貸付が２件となっております。８２ページをご覧ください。番号１番、所有権を移転する農用地は、稲垣町穂積の田６筆で、面積は１２，７８６㎡です。売買価格は１０ａ、２８０，０００円となっております。続いて、８３ページ、番号１番をご覧ください。利用権を設定する農用地は、木造豊田の田３筆で、面積は７，９９６㎡です。期間は５年間で、賃借料は１０ａ、３０，０００円となっております。続いて、８４ページの番号２番、機構から受け手への貸借ですが、利用権を設定する農用地は、柏玉水の田１１筆で、面積は３６，２４１㎡です。期間は３年間で、賃借料は０円となっております。こちらは元々県産米のキロ数で賃借料が設定されていたものでしたが、利用者同士で金額の折り合いが合わなくなったため、機構との支払を停止し、個人間で賃借料のやり取りを行っております。経営移譲の再配分のため以前の契約が継続となり、使用貸借ではなく、あくまでも賃貸借としての権利設定となります。続いて、８５ページの番号３番、機構から受け手への貸借ですが、利用権を設定する。農用地は、柏玉水の田４筆で、面積は２，４１５㎡です。期間は３年間で、賃借料は０円となっております。こちらも先程の番号２と同じ理由で、使用貸借ではなく、あくまでも賃貸借としての権利設定となります。以上、促進計画案の一括方式の売買で所有権を移転する農地につきましては、農地取得後の耕作基準面積等のあおもり農業支援センターが定める農地売買等事業の各要件をすべて満たしております。利用権設定につきましても、各要件をすべて満たしております。なお、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、つがる市農業委員会会長名により２月中旬頃に認可・公告される予定です。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第６号の質疑を終結致します。

これより、議案第６号を採決致します。

おはかり致します。議案第６号は、原案のとおり要請することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第６号は、原案のとおり要請することに決定

致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第７号贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

８６ページ、８７ページの議案第７号について説明します。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」。贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第７０条の４第１項の規定並びに地方税法附則第１２条第１項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。なお、証明願が遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとする。令和８年１月７日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件に該当する適格者は、贈与税の納税猶予、不動産取得税の徴収猶予を受けている方が引き続き猶予を受けるため、３年に１回、税務署、県税事務所に現在も農業経営を行っている旨の証明を提出するためのもので、件数は８６ページと８７ページに記載されている２２件です。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第７号の質疑を終結致します。

これより、議案第７号を採決致します。おはかり致します。

議案第７号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第７号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第８号贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

８８ページの議案第８号について説明します。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」。本案件も議案第７号と同じく、引き

続き贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予を受けるためのもので、件数は８８ページに記載されている１件です。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）
説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
ないようですので、議案第８号の質疑を終結致します。
これより、議案第８号を採決致します。おはかり致します。
議案第８号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
ご異議なしと認めます。よって、議案第８号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）
次に、「議案第９号　公売買受適格者の証明について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）
それでは、８９ページをお開きください。議案第９号「公売買受適格者の証明について」。農地法第３条の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。令和８年１月７日提出、つがる市農業委員会会長。
本案件は、屏風山土地改良区が１２月１１日付けで公告した公売への証明願です。入札日時は１月１６日の午前１０時から１０時０５分までとなっており、即日開札です。売却決定日時は１月２３日午前１０時です。農地法第３条調査書４１ページのとおり農地法第３条第２項の各号には該当しないため、当該土地の買受をするにあたり問題は無いものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）
説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第９号の質疑を終結致します。
これより、議案第９号を採決致します。おはかり致します。
議案第９号は、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
ご異議なしと認めます。よって、議案第９号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）
次に、議事日程第４の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明
１．次期総会日程（案）について　（中野事務局長）
１）日　時　　令和８年２月６日(金)　　午後２時００分より
場　所　　つがる市役所　３階会議室

２）日　時　　令和８年３月４日(水)　　午後２時００分より
場　所　　つがる市役所　３階会議室

２．事務連絡
１）新年会について（村田次長）
２）令和８年度つがる市農作業等標準額について(村田次長)
３）農用地のあっせんのお願いについて（坂本主事）
４）つがる市賃借料情報について(坂本主事)
５）農業者年金加入推進活動について（竹内副参事）

議 長（藤本正彦会長）
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

三橋弘委員
（税の申告等について説明する。）

議 長（藤本正彦会長）
他にございませんか。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）
以上をもって、「令和８年第１回（１月）つがる市農業委員会総会」を閉会致しま

す。